

## 「川越中央通り昭和の街の会 まちづくりの約束」

### はじめに

「川越中央通り昭和の街の会 まちづくりの約束」は、川越市地区街づくり推進条例に基づく地区街づくり協議会として、平成27年3月に登録された「中央通り「昭和の街」を楽しく賑やかなまちにする会（通称：昭和の街の会）」が、3年間の活動の成果として、この約束を策定し、同条例第8条（地区街づくり計画の認定）の規定により、市が認定した計画です。

昭和の街の会では、川越中央通り・立門前通り沿道に残る昭和の雰囲気を生かした、個性的で魅力ある街の実現を目指しておりますので、趣旨をご理解いただき、ご協力下さいますようお願い申し上げます。

### 1. 川越中央通り昭和の街の会 まちづくりの約束とは

- 歴史的な建築物の保全
- 街並みや景観を守るための建築物の高さ制限（現存建築物は除く）
- 緑を活かした街並みづくり
- 中央通りを現道の11m幅員とし、そのうえでの歩道の整備と歩きやすさの向上
- 回遊性の高いまちづくり
- 老朽化したアーケードの撤去  
（歩道整備時の予定、ただし安全上問題のあるものは随時）
- 商店街の店舗連続性を高めるための空き店舗、空地の活用
- 昭和の街のブランドづくりにつながる情報発信
- 賑わいづくりのためのイベント開催
- 地域の防災対策の強化

「川越中央通り昭和の街の会 まちづくりの約束」は、こうした取り組みを推進するために、昭和の街の住民が決めた「約束」です。

# 川越市地区街づくり推進条例に基づく「地区街づくり認定計画」

## 2. まちづくりの約束

<p>a. 昭和の雰囲気を受け継ぐ賑わいのある街並みづくりのために</p>	<p>① 歴史ある建築物を保全し、新たな建築物をつくる際も、昭和の街の雰囲気や街並みと親和性を大切にします。</p> <p>② a-①の約束を実行するため、建物の解体、新築、大規模な増改築、看板の新設・修繕・模様替え・撤去等を行うときは、事前に「昭和の街の会」に連絡・相談します。</p> <p>③ 昭和の街並の潤いと安らぎを高めるために、道路沿いの商店、民家は軒先や壁面の緑化を進めます。</p>
<p>b. 楽しくゆったりと安心して歩ける道づくりのために</p>	<p>① 電線類の地中化、街路灯の民地移設、老朽化したアーケードの撤去など、歩きやすい歩道実現のために可能な限り協力をします。</p> <p>② 道路沿いの商店・民家の店先・軒先に空間がある場合、歩行者の歩きやすさを高めるような工夫をし、「おもてなし空間」として活用します。</p>
<p>c. 本物志向の商売が息づく商店街の活性化のために</p>	<p>① 昭和の街の商店は、良質でこだわりのある商店・サービスを提供し、昭和の人情とぬくもりを大切に商売を行います。</p> <p>② 昭和の街の特色ある商店街を維持するため、各個店の事業を継続・発展させていきます。業種変更や新規参入の場合は、事前に「昭和の街の会」に連絡・相談をします。</p> <p>③ 道路に面した商店は、商店街の店舗連続性を守るため、事業を廃止した後もシャッターを開けるようにします。また、改修が必要な場合は、シャッターを新設しないようにします。</p>
<p>d. 楽しく賑やかで、安心して暮らせる「昭和の街」を作るために</p>	<p>① 昭和の街の活性化のために「昭和の街の会」が行うイベントには、積極的に協力します。</p> <p>② 昭和の街で実施される防災訓練等に積極的に参加し、火災や自然災害に備えます。</p>

### 3. 対象となる範囲

仲町交差点から連雀町交差点までの中央通り沿道と、立門前沿道の「昭和の街」を地区街づくり計画の対象となる区域として設定します。

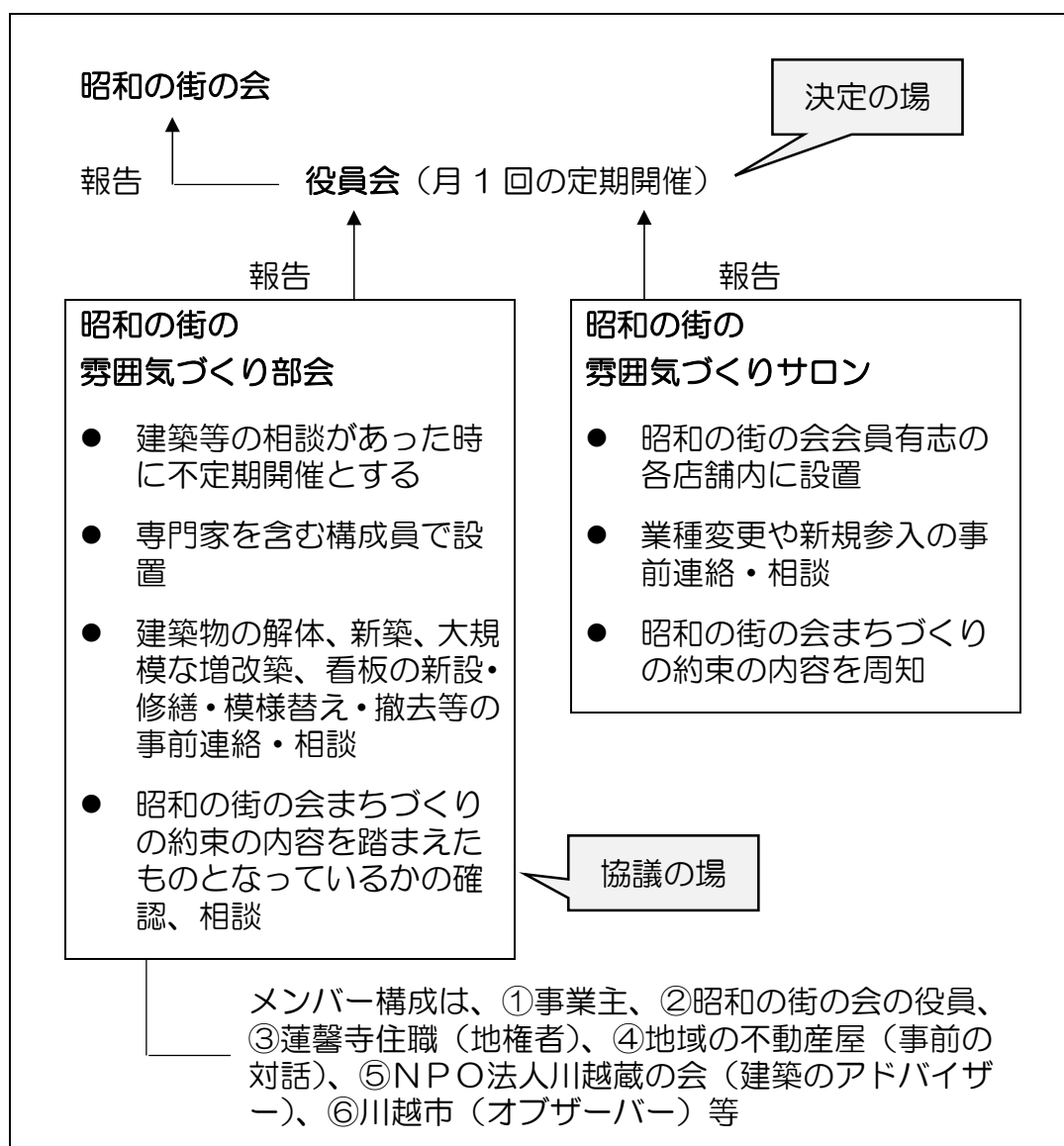
さらに、近隣の路地や内側の住宅地など、「昭和の街」の街並みや景観、雰囲気を持続するために「約束」が必要と思われる地域を「昭和の街」として位置付けます。



#### 4. 事前協議における協議会の意思決定の方法

昭和の街の会の中に「昭和の街の雰囲気づくり部会」を設置し、対象区域内において、建築物の解体、新築、大規模な増改築、看板の新設・修繕・模様替え・撤去等を行うときは、事前に連絡・相談する必要があります。

また、昭和の街の会の中に「昭和の街の雰囲気づくりサロン」を設置しておりますので、業種変更や新規参入の場合は事前に連絡・相談して下さい。



#### 【お問い合わせ先】

川越中央通り「昭和の街」を楽しく賑やかなまちにする会 会長 笠間 美寛  
Tel/Fax: 049-222-1518（呉服笠間） Mail: info@gofukukasama.com